

大崎海星高等学校魅力化推進コーディネーター業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

広島県立大崎海星高等学校が策定した「大崎海星高校魅力化プロジェクト推進計画」に係るコーディネーター業務を実施することにより、同計画の目標達成を支援するとともに、同計画に基づく事業の円滑な遂行を図る。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

平成30年6月1日～平成31年3月31日まで

(4) 予算額

7,336千円（消費税及び地方消費税を含む）以内。
※ただし、予算額の8割を下回る額の提示をしないこと。

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式1】提出期限

平成30年5月2日（水） 午後4時

(2) 仕様書に対する質問書【様式2】提出期限

平成30年5月8日（火） 午後4時

(3) 上記(2)に対する回答日等

平成30年5月10日（木）までに、公募型プロポーザル参加者全員に電子メールで回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

ア 提案書提出場所

広島県豊田郡大崎上島町東野6625-1
大崎上島町総務企画課

イ 提案書提出期限

平成30年5月18日（金） 午後4時

(5) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリング実施場所等

ア 実施場所

〒725-0231 大崎上島町東野6625-1
大崎上島町役場 本庁2階会議室

イ 実施日時

平成30年5月21日（月）

ウ 出席者

公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

ア 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

(イ) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）

- (イ) 会社概要説明書（様式3）及び事業実績説明書（様式4）
- (ウ) 登記事項証明書
- (エ) 大崎上島町の納税証明書（※大崎上島町に納税義務のない場合は不要）
- (オ) 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し
- (カ) 印鑑証明書
- (キ) 委任状（原本）

イ 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

エ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。

(7) 仕様書について

ア 仕様書に対する質問がある場合は、上記「2 (2)仕様書に対する質問書提出期限」までに、仕様書に対する質問書【様式2】を電子メールにより提出すること。

《送付先アドレス》 kisland01@town.osakikamijima.lg.jp

件名を「大崎海星高等学校魅力化推進コーディネーター業務についての質問」とし、送信後、提出先（大崎上島町総務企画課）へ電話により着信の確認を行うこと。

電話：0846-65-3112

イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記の通知を受けた者は、大崎上島町総務企画課に対してその理由説明を求めることができる。

ウ この説明を求める場合は、平成30年5月24日（木）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

エ 上記に対する回答は、平成30年5月25日（金）までに、書面により行う。

(9) 支払条件

業務完了後の一括払とするが、事情によっては概算払も可とする。

(10) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(11) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

(13) 提出された提案書について

ア 提出された提案書は、返却しない。

イ 提案書は、大崎上島町情報公開条例に基づき公開する場合を除き、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

3 契約事項

(1) 契約の締結

選考委員会が最優秀提案者として選考し、町長が決定した提案者に対し、提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、本町の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際に、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。

(2) 契約事項に関する規則

大崎上島町財務規則、大崎上島町委託業務の競争入札等に係る指名除外要領、大崎上島町物品等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づき執行する。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり

(4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

(1) 公告の写し

(2) 仕様書

(3) 企画提案書作成要領

(4) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式1】

(5) 仕様書に対する質問書【様式2】

(6) 会社概要説明書【様式3】

(7) 業務実績説明書【様式4】

(8) 取り下げ願い書【様式5】

(9) 公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書【様式6】

(10) 公募型プロポーザル結果一覧【様式7】

(11) 提案書の決定通知書【様式8】

(12) 提案書の非選定通知書【様式9】

(13) 委任状【様式10】

【問い合わせ先】

大崎上島町総務企画課 担当 古坂

電話 0846-65-3112